

7 滞納処分の停止状況

ア 事由別（個人県民税を除く）

区分 税目	法第15条の7第1項 第1号該当のもの		法第15条の7第1項 第2号該当のもの		法第15条の7第1項 第3号該当のもの		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円	件	円
法人県民税	150	3,968,695	-	-	-	-	150	3,968,695
個人事業税	47	4,598,397	6	473,900	2	75,500	55	5,147,797
法人事業税	27	7,376,226	-	-	-	-	27	7,376,226
不動産取得税	16	1,353,011	4	174,000	-	-	20	1,527,011
県たばこ税	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴルフ場利用税	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税	747	27,047,500	90	3,245,829	31	1,122,460	868	31,415,789
鉱区税	-	-	-	-	-	-	-	-
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物税	-	-	-	-	-	-	-	-
計	987	44,343,829	100	3,893,729	33	1,197,960	1,120	49,435,518
延滞金	202	23,602,155	5	408,753	8	91,264	215	24,102,172
過少申告加算金	-	-	-	-	-	-	-	-
不申告加算金	8	694,800	-	-	-	-	8	694,800
重加算金	8	683,566	-	-	-	-	8	683,566
滞納処分費	-	-	-	-	-	-	-	-
計	218	24,980,521	5	408,753	8	91,264	231	25,480,538

注 1 「法第15条の7第1項第1号該当のもの」とは、滞納者につき滞納処分をすることができる財産がないもの。

2 「法第15条の7第1項第2号該当のもの」とは、滞納者につき滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるもの。

3 「法第15条の7第1項第3号該当のもの」とは、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるもの。